

長岡市における職員の再就職に関する取扱いについて（報告事項）

1 退職した元職員による現役職員への働きかけの禁止等

地方公務員法の改正に伴い、営利企業等に再就職した元職員による現役職員への働きかけ（依頼等）に関する規制を実施。（平成 28 年 4 月 1 日～）

《主な内容》

- ・元職員による現役職員への依頼等（働きかけ）の禁止
- ・これに違反した場合は過料、懲役又は罰金
- ・離職後 2 年間は、課長級以上であった職員が民間企業等に再就職する場合には市への届け出が必要

【根拠法令】

- ・地方公務員法第 38 条の 2 及び第 38 条の 6
- ・長岡市職員の退職管理に関する条例、長岡市職員の退職管理に関する規則

2 元職員の「働きかけ」に係る「長岡市職員倫理・行動指針」における取扱い

元職員が再就職等し現役職員との間に利害関係が生じた場合、「利害関係者等」に該当し、同指針に定める禁止行為等が当該現役職員に適用